

## 診断書をご準備ください (手引 11 ページ参照)

横浜家庭裁判所

### ① 「本人情報シート」を準備する

- (1) ご本人の福祉関係者（ケアマネジャー、ケースワーカーなど）に、同封の「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へをお渡しいただき、「本人情報シート」への記載を依頼してください。
- (2) 作成された「本人情報シート」のコピーを1部準備してください。
  - \* 「本人情報シート」とは、ご本人を日頃から支援している福祉関係者が、ご本人の生活状況等に関する情報を記載するためのシートです。
  - \* 医師がご本人の判断能力について診断をする際の参考資料としたり、裁判所がご本人の判断能力やご本人に必要な支援を考えたりするための資料として活用します。
  - \* 福祉関係者の支援を受けていない場合など、「本人情報シート」の作成を依頼できる方がいない場合は、「本人情報シート」を準備しなくても、診断書の作成を依頼することができます。

### ② 「診断書」・「鑑定についての照会書」を準備する

主治医に「診断書」・「鑑定についての照会書」の作成を依頼してください。

- 【主治医に渡すもの】 「主治医（または診断書を作成される医師）の方へ」と題する書面  
 「診断書」・「鑑定についての照会書」の書式（成年後見制度用）  
 ①で作成された「本人情報シート」（原本）（作成後1か月以内）

- \* 診断書の作成を主治医に引き受けてもらえない場合には、他の医師に依頼していただいても構いません。

### ③ 家庭裁判所へ申立てをする

- 【裁判所に提出するもの】 ②で作成された診断書・鑑定についての照会書（原本）（作成後3か月以内）  
 ①で作成された「本人情報シート」（コピー）

- \* 診断書の「3 判断能力についての意見」の欄の記載を参考にして、成年後見のどの類型で申し立てるかを検討し、裁判所に申立てをしてください。

#### 類型判断の目安

- ・ 「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある」  
→ 補助開始の申立て
- ・ 「支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」  
→ 保佐開始の申立て
- ・ 「支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない」  
→ 後見開始の申立て

- \* 診断書、「本人情報シート」以外の申立てに必要な書類については、「後見（保佐、補助）開始の申立ての手引」等を確認の上、ご準備ください。

### ④ 鑑定について ※必要に応じて行われます。

- \* 鑑定とは、ご本人の判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。
- \* 成年後見及び保佐の場合は、法律上原則として鑑定が必要ですが、診断書の内容や申立書類などを総合的に考慮して、鑑定を行わないこともあります。
- \* 鑑定を行うためには一般的に5万円～10万円程度の費用（鑑定人への報酬）がかかります。
- \* 鑑定を行うことになった場合には、裁判所から連絡をしますので、その段階で、あらかじめ鑑定にかかる費用を裁判所に納めてください。その後、家庭裁判所が医師に鑑定依頼をします。

## 「本人情報シート」の作成を依頼された福祉関係者の方へ

横浜家庭裁判所

このたびは「本人情報シート」の作成に御協力いただき、ありがとうございます。  
す。

この「本人情報シート」は、職務上の立場からご本人を日頃より支援されている福祉関係者の方（ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）として本人の支援に関わっている方（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、市町村が設置する地域包括支援センターや社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等）に、ご本人の生活状況等に関する情報を記載していただくための書面です。家庭裁判所は、成年後見制度の利用を開始するための申立てについて、ご本人の精神上的障害の有無や鑑定の可否を判断するため、医師が作成した診断書の提出をお願いしています。診断書は、家庭裁判所がご本人の精神の状況について判断するための重要な資料となるため、診断書を作成する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、十分な判断資料に基づいて医学的診断を行っていただくことが望ましいと考えられます。作成していただいた「本人情報シート」は、診断書を作成する医師に提供され、医学的診断の際の資料となるだけでなく、家庭裁判所に提出され、裁判官が審理をする際の資料にもなります。

作成していただいた「本人情報シート」は、直接家庭裁判所にお送りいただくのではなく、作成を依頼した方にお渡しく下さい。

「本人情報シート」の作成方法等については、「本人情報シート作成の手引」を用意しております。この手引は裁判所のウェブサイト内の「後見ポータルサイト」からダウンロードすることができますので、ぜひ御活用ください。

裁判所ホームページの、「後見ポータルサイト」(<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>) → 「手続案内及び各種書式」 → 「成年後見制度における診断書作成の手引・本人情報シート作成の手引」をご覧ください。

## 本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

<b>本人</b> 氏名： _____ 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日	<b>作成者</b> 氏名： _____ 印 職業(資格)： _____ 連絡先： _____ 本人との関係： _____
---	---

### 1 本人の生活場所について

自宅（自宅での福祉サービスの利用  あり  なし）

施設・病院

→ 施設・病院の名称 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

### 2 福祉に関する認定の有無等について

介護認定（認定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月）

要支援（1・2）  要介護（1・2・3・4・5）

非該当

障害支援区分（認定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月）

区分（1・2・3・4・5・6）  非該当

療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 \_\_\_\_\_）（判定 \_\_\_\_\_）

精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

### 3 本人の日常・社会生活の状況について

#### (1) 身体機能・生活機能について

支援の必要はない  一部について支援が必要  全面的に支援が必要

（今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

#### (2) 認知機能について

日によって変動することがあるか： あり  なし

（※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。

エの項目は裏面にあります。）

##### ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

意思を他者に伝達できる  伝達できない場合がある

ほとんど伝達できない  できない

##### イ 日常的な行為に関する理解について

理解できる  理解できない場合がある

ほとんど理解できない  理解できない

##### ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

記憶できる  記憶していない場合がある

ほとんど記憶できない  記憶できない

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- 正しく認識している       認識できていないところがある  
 ほとんど認識できていない    認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について

- 支障となる行動はない       支障となる行動はほとんどない  
 支障となる行動がときどきある    支障となる行動がある  
(行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上       月1回以上       月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる       特別な場合を除いてできる       日常的に困難       できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している       親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している  
 親族又は第三者が管理している  
(支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており、知っている。  
 申立てをすることを説明したが、理解できていない。  
 申立てをすることを説明しておらず、知らない。  
 その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

## 主治医（または診断書を作成される医師）の方へ

横浜家庭裁判所

精神上の障害により判断能力が不十分な方を法的に保護する制度を**成年後見制度**とい  
い、家庭裁判所は、本人の親族などの申立てに基づいて、**後見開始等の審判**を行います。

本人の親族などが家庭裁判所に後見開始等の審判を求める申立てをするにあたっては、  
本人の診断書の提出が必要となりますので、親族などから求めがありましたら診断書を作  
成くださいますようお願いいたします。

なお、診断書の様式として、「**（家庭裁判所提出用） 診断書（成年後見制度用）**」  
にご記入くださいますよう、併せてお願い申し上げます。

おって、診断書作成の依頼を受ける際に、親族などから、福祉関係者が作成した「本人  
情報シート」の提供を受けることがあります。この「本人情報シート」は、診断書を作成  
する医師に対し、ご本人の生活状況等に関する情報を提供し、医学的判断を行う際の参考  
としていただくために、家庭裁判所が平成31年4月から導入したものです。

「本人情報シート」の提供を受けた場合には、ぜひ診断の参考資料としてご活用くださ  
い。なお、記載内容についてのお問合せは、「本人情報シート」の作成者にお尋ねくださ  
い。

さて、家庭裁判所が申立てを受け付けた後の手続になりますが、後見開始または保佐開  
始の申立てがなされた場合、家庭裁判所は原則として、医師に本人の**精神鑑定**をお願いし  
ています。

成年後見制度における精神鑑定とは、財産管理能力の有無や程度を明らかにするための  
手続であり、また、成年後見制度を利用しやすくするためにも、手続的に簡便な鑑定が求  
められています。家庭裁判所では、精神科医に限ることなく脳神経外科医、内科医などの  
医師の方にも鑑定をお願いし、ご協力をいただいております。

つきましては、診断書を作成される医師の方には、申立て後に行われる鑑定につきまし  
ても、是非鑑定をお引き受けいただきたく、重ねてお願い申し上げます。

また、鑑定をお引き受けいただけるか等について、ご意向をあらかじめ確認させていた  
だきたいので、お手数ですが、診断書と併せて「**鑑定についての照会書（横浜家庭裁判  
所）**」にもご記入くださいますようお願い申し上げます。

※ なお、最高裁判所が作成している「成年後見制度における鑑定書作成の手引」をご覧にな  
りたい場合は、裁判所ホームページの、「後見ポータルサイト」(<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>)中に掲載の「成年後見制度における鑑定書作成の手引」をご覧ください。

1 氏名	男・女
	年 月 日生 ( 歳)
住所	
2 医学的診断	
診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)	
所見 (現病歴, 現症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)	
各種検査	
長谷川式認知症スケール	<input type="checkbox"/> 点 ( 年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可
MMSE	<input type="checkbox"/> 点 ( 年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可
脳画像検査	<input type="checkbox"/> 検査名: ( 年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 未実施
	脳の萎縮または損傷等の有無
	<input type="checkbox"/> あり
	所見 (部位・程度等):
	<input type="checkbox"/> なし
知能検査	<input type="checkbox"/> 検査名: ( 年 月 日実施)
	検査結果:
その他	<input type="checkbox"/> 検査名: ( 年 月 日実施)
	検査結果:
短期間内に回復する可能性	
<input type="checkbox"/> 回復する可能性は高い <input type="checkbox"/> 回復する可能性は低い <input type="checkbox"/> 分からない	
(特記事項)	
3 判断能力についての意見	
<input type="checkbox"/> 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができる。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することが難しい場合がある。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けても, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。	
(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば, 記載してください。	



判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

[ ]

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

[ ]

(3) 理解力・判断力の障害の有無

・一人での買い物

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

・一人での貯金の出し入れや家賃・公共料金の支払

問題なくできる  だいたいできる  あまりできない  できない

[ ]

(4) 記憶力の障害の有無

・最近の記憶(財布や鍵の置き場所や、数分前の会話の内容など)について

障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

・過去の記憶(親族の名前や、自分の生年月日など)について

障害なし  ときどき障害がみられる  頻繁に障害がみられる  いつも障害がみられる

[ ]

(5) その他(※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

[ ]

参考となる事項(本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況等)

[ ]

※ 「本人情報シート」の提供を  受けた  受けなかった

(受けた場合には、その考慮の有無、考慮した事項等についても記載してください。)

[ ]

以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

※ 診断書の記載例等については、後見ポータルサイト (<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>) からダウンロードできます。

※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは、本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として、本人の福祉関係者が作成するシートです。提供があった場合は、診断への活用を御検討ください。

※ 家庭裁判所は、診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき、本人の判断能力について判断します(事案によって医師による鑑定を実施することがあります。)

## 鑑定についての照会書

(横浜家庭裁判所)

後見開始または保佐開始の審理には、本人からの意見聴取と、本人の財産管理能力などに関する精神鑑定が原則として必要となっております。

そこで、診断書を作成された先生に鑑定もお引き受けいただけるかどうかお伺いしたいので、お手数ですが、下記事項にもご回答ください。

なお、成年後見制度においては、精神科医に限ることなく他の専門分野の医師の方にも鑑定をお願いし、ご協力をいただいております。

- 1 今後、家庭裁判所から精神鑑定の依頼があった場合
- 鑑定を引き受ける。(2もご回答ください。)
  - 鑑定を引き受けられない。
  - 鑑定を引き受けられないが、下記の医師を紹介できる。

氏 名： .....

所属病院： .....

診療科名： .....

連絡先：住 所 .....

電話番号 ( ) .....

- その他

.....  
.....

(鑑定をお引き受けいただける場合にご回答ください。)

- 2 実際の鑑定に関して
- (1) 鑑定費用について  
(※裁判所としましては、できれば、諸費用込みで5万円をお願いしたいと考えております。)
- 裁判所に一任する。
  - \_\_\_\_\_万円を希望する。
  - その他 ( )
- (2) 鑑定期間について (※30日程度でお願いしたいと考えております。)  
鑑定には、\_\_\_\_\_日間必要です。
- (3) 鑑定料の振込先  
 鑑定医個人の口座  その他
- (4) 最高裁判所作成の「成年後見制度における鑑定書作成の手引」の送付について  
(※裁判所ホームページの、「後見ポータルサイト」(<https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/>)にも「成年後見制度における鑑定書作成の手引」が掲載されています。)  
 不要  必要

※ なお、正式な鑑定依頼は、申立人が鑑定費用を当裁判所へ予納した後に、改めて文書にて差し上げます。

※ ご本人(患者の方)の状態によっては、鑑定が省略される場合があります。その場合は、鑑定依頼は致しませんのでご了承ください。